

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育  
職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等  
に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給  
与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の  
一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び義務教育等教員特別手当」を「、義務教育等教員特別手当、時間  
外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に改める。

第 4 条第 4 項中「応じた額」の次に「（別表第 2 備考第 2 項又は別表第 3 備考第  
2 項の規定の適用を受ける場合にあつては、これらの規定により加算する額を加え  
た額）」を加える。

第 6 条第 1 項中「及び特殊勤務手当」を「、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休  
日勤務手当及び夜間勤務手当」に改める。

第 11 条中「、多学年学級担当手当」を削る。

第 12 条第 1 項中「職員」の次に「(第 2 条第 6 号に掲げる者を除く。)」を加え、  
同条第 2 項第 2 号中「7, 500 円」を「8, 000 円」に改める。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 16 条第 2 項中「職員」の次に「(第 2 条第 6 号に掲げる者を除く。)」を加え、

同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「8,000円」を「9,000円」に、「応じて」を「応じ、前項各号に掲げる校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 教育公務員特例法第13条第2項の条例で定める校務の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 学級（小学校、中学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。）  
を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

第16条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当）

第16条の2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、次に掲げる者に対し、行政職員給料表適用者の例により支給する。

(1) 第2条第1号から第5号までに掲げる者のうち、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者であるもの

(2) 第2条第6号に掲げる者（校長及び教頭を除く。）

附則に次の2項を加える。

（令和12年12月31日までの間における給料月額等に関する経過措置）

21 次の表の左欄に掲げる期間における別表第2備考第2項の規定の適用については、同項中「23,000円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	3,800円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	7,700円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	11,500円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	15,300円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	19,200円

22 次の表の左欄に掲げる期間における別表第3備考第2項の規定の適用については、同項中「24,200円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	4,000円
令和9年1月1日から同年12月31日まで	8,100円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	12,100円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	16,100円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	20,200円

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、第2条第4号から第6号までに掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものの給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額）は、この表の額に23,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3備考を次のように改める。

備考

- 1 この表は、第2条第1号から第3号までに掲げる者に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものの給料月額（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、基準給料月額）は、この表の額に24,200円をそれぞれ加算した額とする。

（熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

第2条 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「校長、園長、副校長及び教頭」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 校長、園長、副校長及び教頭
- (2) 法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者

第3条第1項中「100分の4」を「100分の10（市立幼稚園の教育職員にあっては、100分の4）」に改める。

第6条を削る。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(教育職給与条例附則第8項の規定による給料を支給

される職員に関する読替え)」を付し、同項中「(第6条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を削る。

附則第3項に見出しとして「(教育職給与条例附則第16項、第18項又は第19項の規定による給料を支給される職員に関する読替え)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和12年12月31日までの間における教職調整額に関する経過措置)

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正)

2 熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例(昭和28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(同条例第6条において準用する場合を含む。)」を削る。

(熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 熊本市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第16条の表に次のように加える。

第16条の2	時間外勤務手当、休日勤務手当	休日勤務手当
	次に掲げる者に対し、行政職員給	次に掲げる者(以下この条において「指導改善研修被認定者等」という。)に対し

	料表適用者の例により	行政職員給料表適用者の例により、時間外勤務手当は、指導改善研修被認定者等に対し行政職員給料表適用者で育児短時間勤務をしているものの例により
--	------------	---

第 2 2 条の 3 の表に次のように加える。

第 1 6 条の 2	時間外勤務手当、休日勤務手当	休日勤務手当
	次に掲げる者に対し、行政職員給料表適用者の例により	次に掲げる者（以下この条において「指導改善研修被認定者等」という。）に対し行政職員給料表適用者の例により、時間外勤務手当は、指導改善研修被認定者等に対し行政職員給料表適用者で育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるものの例により

（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 4 熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 5 第 1 項中「第 2 1 条第 4 項」の次に「（熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 8 号。以下「教育職給与条例」という。）第 1 6 条の 2 の規定により行政職員給料表適用者の例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第 1 1 条第 4 項中「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 1 8 号）」を「教育職給与条例」に改める。

第 1 5 条第 3 項中「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」を「教育職給与条例」に改める。

（熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 5 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 9 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「、第 2 1 条第 2 項」の次に「（教育職給与条例第 1 6 条の 2 の規定により行政職員給料表適用者の例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第11条第1項中「及び第16条」を「、第16条及び第16条の2」に改める。

(提出理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行等に伴う教育職員の処遇の見直しを行うとともに、市立総合ビジネス専門学校等の教育職員の時間外勤務等に係る取扱いの見直しを行うため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。